別記第３号様式（第７条関係）

誓　　　　　　約　　　　　　書

　　　年　　　月　　　日

土佐清水市長　様

特定公共賃貸住宅　　　　　　　　　　団地（住宅番号　　　　　　号）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入居者 | 本　籍　地 |  |
| 住　　　所 |  |
| フ リ ガ ナ |  |
| 氏　　　名 | 　　　 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連帯保証人（2人） | 住　　　所 |  |
| フ リ ガ ナ |  |
| 氏　　　名 | 実印　　 |
| 続　　　柄 |  |
| 極度額は家賃の12か月分の金額とする。（極度額　 　　　　　　　　円）　 |
| 住　　　所 |  |
| フ リ ガ ナ |  |
| 氏　　　名 | 実印　　 |
| 続　　　柄 |  |
| 極度額は家賃の12か月分の金額とする。（極度額　 　　　　　　　　円）　 |

さきに決定された特定公共賃貸住宅への入居については、土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例、土佐清水市特定公共賃貸住宅管理条例施行規則及びその他の指示命令等を遵守することはもとより、家賃を滞納した場合又は入居者の責めに期すべき事由によって特定公共賃貸住宅若しくは共同施設等に損害を与え、原状回復の費用について入居者が負担できない場合は、連帯保証人が責任を持って弁済をします。

　なお、規定に違反して処分されても決して異議はありません。

連帯保証人連署をもって誓約します。

注　　　　　　　　　意

１　当該特定公共賃貸住宅を明け渡すときは、５日前までに市長に届出、住宅管理員または市長の指定する
者の検査を受けること。

２　住宅を明け渡し退去のときは畳表、フスマ、障子は新しく取替または張替をすること。

ただし、償却年限は３年とし、使用月数により計算した時価損料として支払うこと。

　　品質程度、表替は２等１級とし焼損、破損の時はたとえ１日であっても新しく取替すること。

３　ガラスを破損した時は私費にて負担修理すること。

４　前記にかかわらず、住宅管理員または市長の指示したものの指示に従い、私においてできることは充分
注意の上不都合のないよう管理をすること。

注）　各々の連帯保証人が押印した印鑑の印鑑証明書及び各々の連帯保証人の源泉徴収票又は市長が発行する所得額の証明書を添えてください。